

外国人の社会保険加入義務化

(10月15日より施行)

人的資源・社会保証省が9月8日、「中華人民共和国社会保険法」に基づき、「在中外国人労働者の社会保険加入に関する暫定規定」の制定と、10月15日から施行を発表した。これより、施行日以降、中国国内で就業する外国人労働者は、社会保険の加入が必須となる。

協同組合広島総合卸センターの組合員で、中国国内で事業を行っている会社があると思いますが、至急対応する必要がありますので、油断しないように、注意してください。

関連事項

① 労働者の定義

新規定では、外国人労働者は、中国国内で登録・登記している企業や代表機構、事業団体などで合法就業する非中国籍の人、駐在員も含む。

② 支払い主体

今後は、養老保険・医療保険・失業保険などの支払いについて、雇用側と労働者本人による保険費の支払いを義務付ける。

③ 今まで規定と違う点

上海市では、2009年より外国人労働者の社会保険の任意加入を認めていたが、今回の規定により、強制加入となる。

今後の対策

この数日、私が各大手会社・コンサル会社の人事部長と面談しました。出来る範囲の対策について、下記に纏めましたので、ご参考にしてください。

ただし、各会社の事情が違うと思いますが、実施する前に、必ず現地の会計事務所を確認してください。現地会計事務所が分からない場合は、まず、上海オフィス蔡に連絡してください。

① 給与・経費について

中国の養老保険・医療保険・失業保険を払いたくない場合は、中国現地法人から、または、上海駐在員事務所から出費しないようにしてください。つまり、本人に関する給与・経費について、全額を日本本社から出してください。

② 上海の臨時居留証について

中国の養老保険・医療保険・失業保険を払いたくない場合は、上海の臨時居留証を取得しないようにしてください。ただし、中国の滞在日数について、1年合計で、183日に超えないように工夫してください。

③ 役職名について

中国の養老保険・医療保険・失業保険を払いたくない場合は、名刺印刷する際、現地法人の総経理・経理、または、上海事務所の所長・副所長などの文字を印刷しないようにしてください。

2011年10月10日

上海オフィス

参考資料：s h a n g h a i n e w s d i g e s t